

マイキープラットフォーム 利用者マイページに関するFAQ

1. マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドの概要・全般
2. 利用に当たっての事前準備
3. マイナンバーカードを図書館等の利用カードとして活用
4. 自治体ポイントの利用
5. システムの操作

令和元年12月
総務省

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

1. マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドの概要・全般

項番	カテゴリ	質問	回答
1001	マイキープラットフォーム	マイキープラットフォームとは何ですか。	図書館等の公共施設の利用カードや商店街のポイントカード等、様々なカードの利用番号をマイキーIDと紐付けることにより、マイナンバーカード1枚で各種多数の利用カードを必要とする各種サービスを利用可能とするシステムです。
1002		マイキーIDとは何ですか。	マイナンバーカードのICチップ内には、公的個人認証サービスのための、利用者証明用電子証明書(利用者が本人であることを証明する)の発行番号が保持されており、この利用者証明用電子証明書発行番号に対応して利用者が任意に発行するIDです。(マイナンバーとは異なる番号です)
1003		マイキープラットフォームは誰でも利用できますか。	マイナンバーカードを持っており、かつ、利用者証明用電子証明書の発行を受けている方はどなたでも利用することができます。
1004		マイキープラットフォームを利用するために準備が必要なものは何ですか。	<p>マイキープラットフォームを利用するためには、マイナンバーカードが必要となります。既にマイナンバーカードをお持ちの場合、以下の利用シーンに合わせて機器をご準備ください。</p> <p>なお、ICカードリーダーライターおよび公的個人認証サービス(JPKI)対応スマートフォンは、マイキーIDの発行・変更時のみ必須となります。マイキーIDの発行後に利用者マイページを利用する際には、マイキーIDでログイン可能なため、必須ではありません。</p> <p><パソコンを利用する場合> ⇒OS:Microsoft Windows 7、8.1、10 ブラウザ:Internet Explorer11、ICカードリーダーライター ※1</p> <p><スマートフォンを利用する場合> ⇒Android 7.1～9.0、かつ、公的個人認証サービス(JPKI)対応 ※2 iPhone iOS13.X、かつ、公的個人認証サービス(JPKI)対応 ※2</p> <p>※1:ICカードリーダーライターの対応機種は、公的個人認証サービスポータルサイトにて、「マイナンバーカードに対応したICカードリーダー一覧」が公開されているので、ご確認ください。 公的個人認証サービスポータルサイト:https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html</p> <p>※2:公的個人認証サービス(JPKI)対応のスマートフォンは、公的個人認証サービスポータルサイトにて、「マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン一覧」が公開されているので、ご確認ください。 公的個人認証サービスポータルサイト:https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf</p>
1005	自治体ポイント管理クラウド	自治体ポイントとは何ですか。	自治体ポイントとは、商店街・商店、美術館・博物館、その他公共施設、特定支援イベント、オンラインショップ、クラウドファンディングの幅広い施設で、商品の購入や入場料としてご利用いただけるポイントです。
1006		自治体ポイントはどうやって貯めることができますか。	自治体ポイントは、以下の2つの方法で貯めることができます。 ・地域経済応援ポイント協力会社のポイントを自治体ポイントに交換し、自治体ポイントを貯めることができます。 ・自治体のいわゆる行政ポイント制度に参加し、自治体ポイントを貯めることができます。
1007		自治体ポイントは誰でも利用できますか。	マイナンバーカードを持っており、かつ、利用者証明用電子証明書の発行を受けている方はどなたでも利用することができます。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

項番	カテゴリ	質問	回答
1008		自治体ポイントはどこで利用できますか。	自治体ポイントナビの[トップ]画面の「自治体ごとのポイントを使うにはここをクリック」で自治体ポイントを利用できる地域や施設等を検索することができます。 自治体ポイントナビ: https://www.point-navi.soumu.go.jp/point-navi/
1009		自治体ポイントを利用するために準備が必要なものは何ですか。	自治体ポイントを利用するためには、マイナンバーカードが必要となります。 既にマイナンバーカードをお持ちの場合、以下の利用シーンに合わせて機器をご準備ください。 なお、ICカードリーダーライターおよび公的個人認証サービス(JPKI)対応スマートフォンは、マイキーIDの発行・変更時のみ必須となります。マイキーIDの発行後に利用者マイページを利用する際には、マイキーIDでログイン可能なため、必須ではありません。 <パソコンを利用する場合> ⇒OS:Microsoft Windows 7、8.1、10 ブラウザ:Internet Explorer11、ICカードリーダーライター ※1 <スマートフォンを利用する場合> ⇒Android 7.1～9.0、かつ、公的個人認証サービス(JPKI)対応 ※2 iPhone iOS13.X、かつ、公的個人認証サービス(JPKI)対応 ※2 ※1:ICカードリーダーライターの対応機種は、公的個人認証サービスポータルサイトにて、「マイナンバーカードに対応したICカードリーダー一覧」が公開されているので、ご確認ください。 公的個人認証サービスポータルサイト: https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html ※2:公的個人認証サービス(JPKI)対応のスマートフォンは、公的個人認証サービスポータルサイトにて、「マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン一覧」が公開されているので、ご確認ください。 公的個人認証サービスポータルサイト: https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf
1010		留保ポイントとは何ですか。	例えば、これから旅行に行こうという際に、地域経済応援ポイントをどの自治体ポイントに移行して使うのか、決めきれないような場合には、自分が保有しているさまざまなクレジットカード会社等のポイントやマイルを留保ポイントに合算して保有しておくことができます。すると、現地に着いてから、スマートフォンなどを活用して、旅先の自治体ポイントに移行してお土産購入などに使用することができます。 なお、長期間留保してしまうと、クレジットカード会社等の地域経済応援ポイント会社が精算金を振り込む対象の自治体が定まらないことになるので、留保ポイントの最大留保期間は、交換日より14日間とします。この期間内に自治体ポイントに移行しない場合は、あらかじめ決めておいた「基本自治体ポイント」の口座に移行されます。
1011		マイナンバーカード以外に自治体ポイント専用のカードはありますか。	自治体ポイント専用のカードはありません。
1012		姓名や性別、戸籍を変更する場合、ポイントを引き継ぎますか。	姓名や性別、戸籍を変更された場合でも、それまでのポイント等情報は保持されるので、継続して利用していただけます。
1013		自治体ポイントを他の人に譲渡することはできますか。	自治体ポイントを本人以外に譲渡することは禁止されています。
1014		自治体ポイントで商品を購入後、返品できますか。	自治体ポイントの利用(取り引き)を取り消すことができ、利用したポイントが返却されます。ただし、商品の返品可否は各店舗の運用ルールに基づきます。
1015		自治体ポイントは何ポイント単位で利用できますか。	自治体ポイントは1ポイント単位で利用することができます。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

項番	カテゴリ	質問	回答
1016		インターネット経由でポイントを使えるようですが、ポイント券を発行する必要性はあるのですか。	ポイントを利用できる商店や施設等によっては、マイナンバーカード読取用のICカードリーダを設置していない場合がございます。そのような場合にも、事務局等でポイント券を発行し、商店や施設等で当該ポイント券を使用することができます。
1017		自治体ポイントは現金に変換できますか。	自治体ポイントを現金に変換することはできません。
1018	マイナンバー及びマイナンバーカードに関する不安	マイナンバーカードは、個人情報の要となるものなので、図書館・美術館・商店等のポイント登録等により個人情報の漏えいにつながるのではないか不安です。	マイナンバーカードの取り扱いについては、マイナンバーカード総合サイトをご参照ください。 なお、マイキープラットフォームでは、マイナンバーカードに格納されているマイナンバーは使用せず、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書発行番号に対応して利用者が任意に発行するマイキーIDを使用する仕様であり、またシステム内に個人情報を保有しない前提であるため、マイキープラットフォームの利用により個人情報が漏えいすることはありません。 マイナンバーカード総合サイト： https://www.kojinbangou-card.go.jp/index.html
1019		マイナンバーカードを紛失した際に、クレジットカードのように使用を停止させる方法がありますか。	マイナンバーカードを紛失された場合、マイナンバーカード機能停止のお手続きが必要となりますので、以下のサイトをご参照いただき、個人番号カードコールセンターへご連絡をお願いします。 マイナンバーカード総合サイト／お問合せ： https://www.kojinbangou-card.go.jp/otoiawase/ 併せて、警察に遺失届を出していただき、受理番号を控えてください。その後、お住まいの市区町村へ届け出をしていただき、マイナンバーカードの再発行のお手続きをおとください。
1020	セキュリティ	インターネットバンキングやクレジットカード情報は扱っていますか。	インターネットバンキングやクレジットカード情報は取り扱っていません。 インターネットバンキングやクレジットカード情報を登録する等不審と思われるメールが届いた場合、掲載されているURLをクリックしないようお願いいたします。
1021		暗号化通信は行っていますか。	インターネットを通じてデータの盗聴などを防ぐため、SSL通信により、通信内容を暗号化しています。
1022		マイキーID/パスワードが漏洩した場合や自治体ポイントを不正に利用された場合はどうなりますか。	マイキーID/パスワードが漏洩した恐れがある場合や不正に利用された形跡がある場合は、直ちにマイキープラットフォーム問合せ窓口ご連絡するようお願いいたします。対応としては、該当するマイキーIDを利用停止し、ログインや自治体ポイントの利用をできないように制御します。 また、マイキープラットフォームでは、すべての操作ログを保持しており、悪意をもった操作が行われた場合、直ぐに調査・原因・対処ができるようにしています。
1023		利用者マイページへのログインIDにマイキーIDを使用することになっていますが、マイキーIDは紐付けを行う各サービス施設(図書館等)の職員など多数の目に触れる機会があります。そのため、マイキーIDとは異なる別のIDを使用した方が安全ではないでしょうか。	複数のIDを利用すると煩雑になること、マイキーIDだけ知り得ても個人が特定できないため不正に利用される可能性が低いことから、マイキーIDを利用者マイページのログインIDとすることは妥当と考えます。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

2. 利用に当たっての事前準備

項番	カテゴリ	質問	回答
2001	マイナンバーカード	マイナンバーカードを持っていない場合は、どうしたらよいですか。	マイナンバーカードの交付を受けてください。マイナンバーカードの交付については、以下のマイナンバーカード総合サイトをご参照ください。 マイナンバーカード総合サイト: https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html
2002	利用環境	マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドを利用するために必要なパソコンの仕様を教えてください。	以下の仕様を満たすパソコンが必要です。 ・OS(Windows 7以上)がインストールされていること。 ・ブラウザ(Internet Explorer 11)がインストールされていること。 ・インターネットに接続できること。
2003		マイナンバーカードを読み取ることができるICカードリーダーライター(対応機種)を教えてください。	マイナンバーカードを読み取ることができるICカードリーダーライターの対応機種については、地方公共団体情報システム機構が運営する公的個人認証サービスポータルサイトにて、「マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライター一覧」が公開されているので、ご確認ください。 公的個人認証サービスポータルサイト: https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html
2004		マイナンバーカードを読み取るためのICカードリーダーライターが必要になるとのことですが、コストはどれくらいかかりますか。	ICカードリーダーライターの価格は取扱販売店にお問い合わせください。なお、マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライターについては、地方公共団体情報システム機構が運営する公的個人認証サービスポータルサイトにて、「マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライター一覧」が公開されているので、ご確認ください。 公的個人認証サービスポータルサイト: https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html
2005		マイキーIDを発行するとき、ICカードリーダーライターがなくても「マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン」を所持していれば登録は可能なのでしょうか。	「マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン」を使用して、マイキーIDの発行が可能です。 <Androidを利用する場合> Android 7.1～9.0、かつ、公的個人認証サービス(JPKI)対応(※1) 「Google Play」から、「マイナポイント」アプリのインストールが必要です。 <iPhoneを利用する場合> iPhone iOS13.X、かつ、公的個人認証サービス(JPKI)対応(※1) 「App Store」から、「マイナポイント」アプリのインストールが必要です。(※2) ※1:公的個人認証サービス(JPKI)対応のスマートフォンは、公的個人認証サービスポータルサイトにて、「マイナンバーカードに対応したNFCスマートフォン一覧」が公開されているので、ご確認ください。 公的個人認証サービスポータルサイト: https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf ※2:iOS版のマイナポイントアプリは、2019年12月中旬のリリースを予定しております。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

3. マイナンバーカードを図書館等の利用カードとして活用

項番	カテゴリ	質問	回答
3001	図書館における利用	マイナンバーカードを図書館利用カードとして活用できる図書館を教えてください。	自治体ポイントナビの[トップ]画面の[図書館を探す～マイナンバーカードを図書館利用カードとして使ってみよう～]に、マイナンバーカードで利用できる図書館の一覧が表示されています。 自治体ポイントナビ： https://www.point-navi.soumu.go.jp/point-navi/
3002		マイナンバーカードを図書館利用カードとして活用するにはどうしたらいいですか。	以下の手順を行っていただくことで、マイナンバーカードを利用カードとして利用できます。 ①マイキーIDの発行を行います。※ ②各図書館の窓口で利用カードを作成します。(すでに作成済みの場合は、不要です) ③各図書館の窓口でマイナンバーカードを図書館利用カードとして利用したい旨を申出て、マイキーIDと図書館利用カード番号の紐付けを行ってください。 ※マイキーIDの発行手順は、「3. マイナンバーカードを図書館等の利用カードとして活用」の「マイキーIDの発行手順を教えてください。」の回答をご参照ください。
3003		マイキーIDの発行手順を教えてください。	マイキーIDの発行手順は、「マイキープラットフォーム利用者マイページ操作説明書」の2章をご参照ください。 なお、「マイキープラットフォーム利用者マイページ操作説明書」は、[マイキープラットフォームトップ]画面の[利用者マイページへ]ボタンの上に掲載している[操作説明書]リンクをクリックするとダウンロードできます。 マイキープラットフォーム： https://id.mykey.soumu.go.jp/mypage/MKCAS010/
3004		自治体の窓口でマイキーIDの発行を行う場合、住んでいる自治体以外でも実施できますか。	お住まいの自治体以外でも、マイキーIDの発行を実施している自治体であれば、実施できます。
3005		図書館での貸し出し履歴は管理されますか。	図書への貸し出し履歴は管理しません。
3006		1人の利用者が複数の自治体の図書館利用カードを持っている場合がありますが、複数の自治体の利用者番号を登録することは可能ですか。	マイキープラットフォームでは、マイキーIDと利用者番号(サービスID)の紐付けを行う際に、図書館(自治体)を区別する情報を併せて登録しているため、複数の図書館の利用者番号(サービスID)を登録することが可能です。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

4. 自治体ポイントの利用

項番	カテゴリ	質問	回答
4001	地域経済応援ポイント協会のポイントを自治体ポイントに交換して利用	自治体ポイントに交換できる対象の自治体はどこですか。	自治体ポイントナビの[トップ]画面で、[自治体ごとのポイントを使うにはここをクリック]をクリックしてください。 [設定済み自治体ポイント一覧]画面に、自治体ポイントに交換できる対象の自治体が表示されます。 自治体ポイントナビ: https://www.point-navi.soumu.go.jp/point-navi/
4002		地域経済応援ポイントの交換比率を教えてください。	地域経済応援ポイントの交換比率は、地域経済応援ポイント協会ごとに設定されていますので、各地域経済応援ポイント協会にお問い合わせください。
4003		地域経済応援ポイントの移行は、何ポイントから移行できますか。	地域経済応援ポイント協会ごとに異なりますので、ポイントを移行したい地域経済応援ポイント協会にお問い合わせください。
4004		クーポンを利用する前に、地域経済応援ポイント会社から送付されたクーポンのメールを削除してしまいました。どうしたらいいですか。	クーポン発行元の地域経済応援ポイント会社にお問い合わせください。
4005		地域経済応援ポイントから交換するポイント数に制限はありますか。	地域経済応援ポイント協会ごとに交換単位等の制限が異なります。詳細は、各地域経済応援ポイント会社にお問い合わせください。
4006		ポイントのキャンペーンについて、キャッシュバックなどのキャンペーンはありますか。	キャッシュバックは行っていません。ただし、地域経済応援ポイント協会によっては、地域経済応援ポイントから自治体ポイントに交換する際、通常よりも交換比率をアップするキャンペーンを行っております。詳細は、各地域経済応援ポイント会社にお問い合わせください。
4007		自治体ポイントに交換できる地域経済応援ポイントの一覧等はどこで確認できますか。	[利用者マイページ]画面の[地域経済応援ポイントを自治体ポイントへ移行する]画面でご確認いただくことができます。
4008		地域経済応援ポイントを留保ポイントに移行した後に、移行前の地域経済応援ポイントに戻すことは可能ですか。	原則、地域経済応援ポイントを自治体ポイントや留保ポイントに移行した後、移行前の地域経済応援ポイントに戻すことはできません。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

項番	カテゴリ	質問	回答
4009	オンラインショップ、クラウドファンディングにおける利用	自治体ポイントを利用できるオンラインショップ、クラウドファンディングのサイトを教えてください。	<p>●オンラインショップ 自治体ポイントナビの[トップ]画面で、「オンラインサイトから自治体ポイントを使う」の下の[オンラインショップで購入できる全国の特産品を選ぶ]をクリックしてください。 [オンラインショップで全国の特産品を選ぶ]画面で、オンラインショップで全国の特産品を選ぶサイトを選択してください。</p> <p>●クラウドファンディング 自治体ポイントナビの[トップ]画面で、「オンラインサイトから自治体ポイントを使う」の下の[ポイントで応援投資をする(クラウドファンディング)]をクリックしてください。 [ポイントで投資をしよう]画面で、ポイントで投資するサイトを選択してください。</p> <p>自治体ポイントナビ:https://www.point-navi.soumu.go.jp/point-navi/</p>
4010		自治体ポイントをオンラインショップ、クラウドファンディングで利用するにはどうしたらいいですか。	<p>以下の手順を行っていただくことで、自治体ポイントをオンラインショップ、クラウドファンディングで利用できます。</p> <p>①マイキーIDの発行を行います。※ ②マイキーIDとオンラインショップ、クラウドファンディングの各社IDの紐付けを行います。※ ③オンラインショップ、クラウドファンディングで自治体ポイントを利用できるようになります。</p> <p>※ 詳細は、「マイキープラットフォーム利用者マイページ操作説明書」をご参照ください。</p>
4011		ポイントを利用できる店が近所がないような場合、どのようにポイントを利用することができますか。	オンラインショップ(めいぶつチョイス)やクラウドファンディング(セキュリテ)のオンラインサイトでも、自治体ポイントを利用することができます。
4012		「めいぶつチョイス」サイトで、買い物をする時、自治体ポイントは貯まりますか。	商品購入により自治体ポイントが貯まることはありません。 ※自治体ポイントは、クレジットカード会社のポイントやマイルージ等の地域経済応援ポイントからの交換、または自治体による自治体ポイント付与によって貯めることができます
4013		自治体ポイントをふるさと納税に使うことはできますか。	自治体ポイントをふるさと納税に使うことはできません。 ※オンラインショッピングサイトの「めいぶつチョイス」にて、自治体ポイントを使用して地域の産物を購入することができます。 めいぶつチョイス: https://www.meibutsu-choice.jp/
4014		「めいぶつチョイス」等、オンラインショップで他県の商品などを購入する場合、ポイントの利用制限などはありますか。	めいぶつチョイス等のオンラインショッピングサイトでは、各自治体の掲載商品によって利用できる自治体ポイントが異なります。詳細は各運営会社にお問合せください。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

項番	カテゴリ	質問	回答
4015		自治体ポイントを利用して、めいぶつチョイスで商品を購入しようとしたが、めいぶつチョイスで自治体ポイントの利用ができません。	めいぶつチョイスで自治体ポイントを利用して商品を購入する場合、移行用のサービスID設定が必要です。移行用のサービスID設定は、以下の手順で実施することができます。 なお、事前にめいぶつチョイスの会員登録を完了しておく必要があります。 ①利用者マイページにログイン後、左側のメニューから[以前からご利用の方はこちら]をクリック ②表示された画面で、左側のメニューから[自治体ポイントで オンライン購入や投資を行う]をクリック ③表示された画面で、「めいぶつチョイス」のロゴをクリック ④めいぶつチョイスのログイン画面が表示されるので、めいぶつチョイスのログイン用のメールアドレス・パスワードを入力 ⑤確認ダイアログで、「めいぶつチョイスIDと連携をします」というメッセージが表示されるので、[OK]ボタンをクリック 上記の手順で、めいぶつチョイスとの連携が完了となります。 [地域経済応援ポイント移行用等のサービスID設定等]画面に遷移するので、「めいぶつチョイス」のロゴの下に「(設定済み)」が表示されていることをご確認ください。
4016	商店、美術館、博物館、その他公共施設における利用	自治体ポイントが利用できる商店、美術館、博物館、その他公共施設で自治体ポイントを利用するにはどうしたらいいですか。	商店、美術館、博物館、その他公共施設で自治体ポイントを利用する方法は、以下の2種類があります。 1. マイナンバーカードで自治体ポイントを利用する 2. ポイント券を発行して自治体ポイントを利用する <1. マイナンバーカードで自治体ポイントを利用する場合> ①マイキーIDの発行を行います。※ ②対象の施設にマイナンバーカードを持参し、買いものや入場料の支払いの際に、自治体ポイントを利用したい旨を申し出てください。 ③買いものや入場料の支払いに自治体ポイントを利用できます。 <2. ポイント券を発行して自治体ポイントを利用する場合> ①マイキーIDの発行を行います。※ ②ポイント券発行端末が設置されている施設にマイナンバーカードを持参し、ポイント券を発行したい旨を申し出てください。 ③買いものや入場料の支払いに発行されたポイント券を持参し、買いものや入場料の支払いの際に、ポイント券を提示してください。 ④買いものや入場料の支払いにポイント券を提示することにより、自治体ポイントを利用できます。 ※ 詳細は、「マイキープラットフォーム利用者マイページ操作説明書」をご参照ください。
4017		商店等での商品の購入履歴は管理されますか。	商品の購入履歴は管理しません。
4018		駅の自動改札機のような、機械にタッチすることで自治体ポイントを使うような利用方法はありますか。	ポイントを利用できる商店や施設等では、マイナンバーカード読取用のICカードリーダを設置しております。駅の自動改札機のような機械ではなく、キオスクやコンビニに設置されているICカードリーダをご想像ください。
4019		博物館や水族館など、各自治体の施設にて自治体ポイントは使えますか。	自治体ポイントを利用できる公共施設について、参加は各自治体・公共施設にて任意でご判断いただいております。そのため、ポイントの利用可否については、各自治体・各施設にお問合せください。 ※自治体ポイントを利用できる地域や施設等は、自治体ポイントナビの[トップ]画面の「自治体ごとのポイントを使うにはここをクリック」で検索することができます。 自治体ポイントナビ: https://www.point-navi.soumu.go.jp/point-navi/

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

項番	カテゴリ	質問	回答
4020		図書館等の公共施設を利用することで、ポイントは貯まりますか。	現時点では、図書館等の公共施設を利用して自治体ポイントが貯まる(自治体ポイントが付与される)仕組みはございません。なお、自治体ポイント付与の対象事業は、各自治体により決められております。
4021	ポイント券の利用	例えば、A市で発行したポイント券をB市で使用することはできますか。	ポイント券は、券面に記載されている自治体でのみ使用することができます。
4022		発行したポイント券は本人以外でも使用できますか。	ポイント券を本人以外に譲渡することはできません。
4023		ポイント券はどこで発行できますか。	主に商店街事務局等でポイント券を発行することができます。詳細は各自治体にお問合せください。
4024		ポイント券を破棄し、破棄分のポイントを戻すことはできますか。	ポイント券を発行した商店街事務局等に、ポイント券の取り消しを申し出ること、ポイント券のポイント数分の返却を行うことができます。
4025		ポイント券を一度に複数枚使用することはできますか。	ポイント券は一度に複数枚使用可能です。
4026		ポイント券の発行について、およそどのくらいの時間がかかりますか。	その場ですぐに発行できます。
4027		ポイント券を利用する際、そのポイント数の余りはどうなりますか。	ポイント券を利用する場合、利用したポイント数の余剰分をお釣りと返却することはできません。
4028	共通	自治体ポイントを利用したときに、どのポイント分を利用したのか判別することはできますか。	自治体ポイントは、行政ポイントとして付与された日や、各地域経済応援ポイント協会のポイントやマイレージから交換された日を基準に、日付順に使用されていきますが、いつ付与された自治体ポイントを利用したのかを判別することはできません。
4029		紛失や転居によってマイナンバーカードの再交付を受けた場合、取得済みのポイントはどのようなのでしょうか。	紛失や転居等によりマイナンバーカードの再交付を受けた場合、新しいマイナンバーカードと従前のマイナンバーカードで登録したマイキーIDは自動的に紐付けられるため、取得済みの自治体ポイントは継続してご利用いただけます。ただし、マイナンバーカードの再交付を受ける際に、利用者証明用電子証明書の再交付を受けることが前提となります。
4030		引越し等で居住する自治体を変更する(住民票を異動する)場合、自治体ポイントを引き越し先の自治体に移行できますか。	現在お持ちの自治体ポイントを、他の自治体ポイントに移行することはできません。住民票を異動された場合も、異動先の自治体ポイントに自動的に移行されることはありません。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

項番	カテゴリ	質問	回答
4031		引越し等で居住する自治体を変更する(住民票を異動する場合、自治体ポイントは変更前のままの状態が残りますか。	居住する自治体以外の自治体であっても、自治体ポイントを貯めることは可能です。現在、お住まいの自治体で自治体ポイントをお持ちの場合、住民票を異動された場合にも当該自治体ポイントはそのまま残ります。
4032		勤務先や帰省先等、居住自治体以外でも自治体ポイントを貯めることはできますか。	地域経済応援ポイントを自治体ポイントに交換する際、ポイントの交換先は、お住まいの自治体以外に、任意の自治体を選択することができます。
4033		ポイント失効について、古い順(付与された順)に失効されますか。	自治体ポイントは、地域経済応援ポイント(または留保ポイント)から交換した時点、また自治体によって付与された時点で、有効期限が設定されます。そのため、自治体ポイントが付与された順ではなく、それぞれの有効期限が切れた時点で失効となります。
4034		今後、自治体ポイントから提携会社にポイントを行き渡せるサービスは追加されますか。	現在、自治体ポイントを提携会社のポイントに移行できるサービス追加は予定しておりません。自治体ポイントの制度主旨として、民間企業ポイントやマイルを自治体ポイントに交換し、それを地域で利用していただくことにより、地域経済を活性化することを目的としております。
4035		地域経済応援ポイントと自治体ポイントの違いについて教えてください。	地域経済応援ポイントは、自治体ポイントに交換可能な、地域経済応援ポイント協会のポイントやマイルを指します。自治体ポイントは、地域の商店街・商店、美術館・博物館、その他公共施設、特定支援イベント、オンラインショップ、クラウドファンディングの幅広い施設で、商品の購入や入場料としてご利用いただけるポイントです。
4036		地域経済応援ポイントの交換について、その回数の制限はありますか。	自治体ポイントへ交換する際の回数制限はありません。一日に何度でもポイントを交換することができます。
4037		自治体ポイントを利用する際、そのポイントの利用先は自由に選べますか。	利用対象の自治体ポイントが端末に表示されますので、複数対象の場合には任意の自治体ポイントを選択することができます。(商店等ご利用の場合、担当者よりその旨案内があります)
4038		自治体ポイントの利用について、年齢制限はありますか。	自治体ポイントを利用する際の年齢制限はありません。
4039		結婚や還暦等は、自治体ポイント付与の対象ですか。	自治体ポイント付与の対象事業は、各自自治体により決められております。自治体の運用によって異なりますので、詳細は各自自治体にお問合せください。
4040		診療費を自治体ポイントで支払うことはできますか。	自治体ポイントの利用先について、現時点では医療機関等での医療費にお使いいただくことはできません。
4041		旅行先での支払いに自治体ポイントを利用することはできますか。	旅行先の自治体ポイントを保有していれば、その地域の商店等(自治体ポイント利用対象)で、当該自治体ポイントを使用することができます。事前に、地域経済応援ポイントを旅行先の自治体ポイントに交換してください。
4042		自治体ポイントはどこかで購入できますか。	自治体ポイントを購入することはできません。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

項番	カテゴリ	質問	回答
4043		自治体ポイントと、他商品券を同時に利用できますか。	システムとして制限はしておりませんが、各店舗等の運用によって異なりますので、ご利用の店舗等にお問合せください。
4044		ポイントの有効期限について、ポイントを取得すると、その有効期限は延長できますか。	自治体ポイントを取得したことにより、有効期限が延長されることはありません。なお、自治体ポイントは、地域経済応援ポイント(または留保ポイント)から交換した時点、または自治体によって付与された時点で、有効期限が設定されます。
4045		ポイント利用について、月ごとでの利用数の上限はありますか。	自治体ポイントの利用上限は設けておりません。
4046		マイナンバーカードではなく、別のカードをポイント用に持ち歩くことはできますか。	商店街ポイントカードにお持ちの自治体ポイントを合算できる仕組みがあります。商店街によって対応可否が異なりますので、希望する商店街事務局にお問合せください。
4047		自治体ポイントを自治体に寄附した場合、寄附金控除の対象になりますか。	寄附金控除には該当しません。
4048		マイキープラットフォームの利用者マイページにログインして、どのメニューから自治体ポイントに関する機能を利用できますか。	マイキープラットフォームの利用者マイページにログインし、[以前からご利用の方はこちら]をクリックすると、自治体ポイントに関するメニューが表示され、自治体ポイントに関する機能が利用できます。 なお、基本自治体ポイント口座が未設定の場合、自治体ポイントに関する機能がご利用いただけません。[利用者マイページトップ]画面の[パスワード・メールの設定]より、基本自治体ポイント口座を設定してください。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

5. システムの操作

項番	カテゴリ	質問	回答
5001	マイキーID作成・登録準備ソフトのダウンロード・インストール	マイキーID発行のため、マイキーID作成・登録準備ソフトのダウンロードは必要ですか。	マイキーIDは、マイナンバーカードのICチップ内にあらかじめ登録されている利用者証明用電子証明書を利用し、その発行番号に対応したものを発行します。マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書をICカードリーダーで読み取るにあたり、[マイキーID作成・登録準備ソフト]を使用する必要があるため、端末に当該ソフトウェアをダウンロード・インストールしてください。
5002		任意のフォルダに保存した「MKJSsetup.exe」ファイルをダブルクリックすると、確認ダイアログで「WindowsによってPCが保護されました」というメッセージが表示され、実行できない。	Windows SmartScreen機能を有効にしている場合に、左記の確認ダイアログが表示されます。 以下の手順で実行することができます。 ①「WindowsによってPCが保護されました」というメッセージが表示されている確認ダイアログで、[詳細情報]リンクをクリックします。 ②確認ダイアログで、[実行]ボタンをクリックします。
5003		マイキーIDを発行する際に必要な利用者証明用電子証明書とは何ですか。	マイナンバーカードのICチップ内に、あらかじめ登録されている電子証明書です。公的個人認証サービスを利用する際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられます。
5004		マイキーIDの発行の際にメール通知を希望する場合に入力するメールアドレスについて、指定や制限はありますか。	ご登録いただくメールアドレスは特定のプロバイダー等の指定や制限は一切なく、フリーメールなどでもご登録いただけます。予め受信側での迷惑メール設定を解除し、「@id.mykey.soumu.go.jp」からのメールを受信できるように設定してください。
5005	利用者マイページへのログイン・ログアウト・メニュー	利用者マイページにログインするためのマイキーID、パスワードを忘れた場合、どうしたらいいですか。	マイキーID、パスワードを忘れた場合は、マイナンバーカードで利用者マイページにログインしてください。 マイキーIDについては、利用者マイページの右上に表示されているマイキーIDをご確認ください。 パスワードについては、[利用者マイページトップ]画面の左側のメニューから[パスワード・メールの設定]をクリックし、パスワードの変更を行ってください。
5006	地域経済応援ポイント協力会社一覧	地域経済応援ポイント協力会社は今後増える予定ですか。	増える予定です。民間企業等の地域経済応援ポイント協力会社への参加希望を随時受け付けております。
5007	クーポンコードを利用して移行	クーポンコードを一括で入力することはできますか。	クーポンコードは同時に10個まで入力することができます。
5008	留保ポイントを個別自治体ポイントに移行	自治体ポイントを留保ポイントに移行することはできますか。	自治体ポイントを留保ポイントに移行することはできません。
5009	留保ポイントを特定支援イベントに移行	特定支援イベントを留保ポイントに移行することはできますか。	特定支援イベントを留保ポイントに移行することはできません。

マイキープラットフォーム利用者マイページに関するFAQ

項番	カテゴリ	質問	回答
5010		特定支援イベントポイントで買い物をすることはできますか。	災害からの復興イベントや祭りの期間を中心として大規模なイベントを開催するような場合に、その特定のイベントでの支援品購入や寄付あるいは飲食等イベント参加に係る支払いにポイントを利用することができます。
5011	留保ポイントの履歴照会	留保ポイントについて、覚えのないポイントの移行履歴が存在する場合、どうすればよいですか。	マイナンバーカードを紛失していないか確認するとともに、マイキープラットフォーム問合せ窓口にご連絡ください。
5012	自治体ポイントの履歴照会	自治体ポイントについて、使った覚えのないポイントの利用履歴が存在する場合、どうすればよいですか。	マイナンバーカードを紛失していないか確認するとともに、マイキープラットフォーム問合せ窓口にご連絡ください。
5013	特定支援イベントポイントの履歴照会	特定支援イベントポイントについて、使った覚えのないポイントの利用履歴が存在する場合、どうすればよいですか。	マイナンバーカードを紛失していないか確認するとともに、マイキープラットフォーム問合せ窓口にご連絡ください。
5014	サービスIDの登録状況照会	[現住所の変更通知]欄について、利用する／利用しないの設定を変更することはできますか。	現住所の変更通知の利用有無は、利用者番号付と事業者が設定するものであり、個人でご利用の方が設定を変更することはできません。
5015	マイキーIDの変更	マイキーIDを変更した場合、取得済みの自治体ポイントや利用者番号(サービスID)との紐付けはどうなるのでしょうか。	マイキーIDを変更した場合でも、取得済みの自治体ポイントや利用者番号(サービスID)との紐付けは自動的に再設定されますので、影響ありません。
5016	マイキーIDの失効	マイキーIDは削除できますか。	マイキーIDは削除できます。[利用者マイページトップ]画面から[マイキーIDの失効]をクリックし、マイキーIDの失効を実施してください。 なお、マイキーIDを失効させると、当該マイキーIDではマイキープラットフォーム等を活用するサービスを利用できなくなります。失効したマイキーIDは、有効に戻せません。マイキーID失効後に再度マイキープラットフォーム等を活用するサービスを利用する場合は、新たにマイキーIDの発行及び地域経済応援ポイントを自治体ポイント等に移行するための移行用のサービスID、マイナンバーカードを利用カードとして活用するための利用者番号(サービスID)の登録が必要になります。
5017		マイキーIDを失効させた場合、保有する自治体ポイントはどのようなのでしょうか。	マイキーIDを失効させた場合、保有する自治体ポイントは使用できなくなります。
5018	共通	各画面で登録・修正・削除した内容はすぐに反映されますか。	即時に反映されます。